

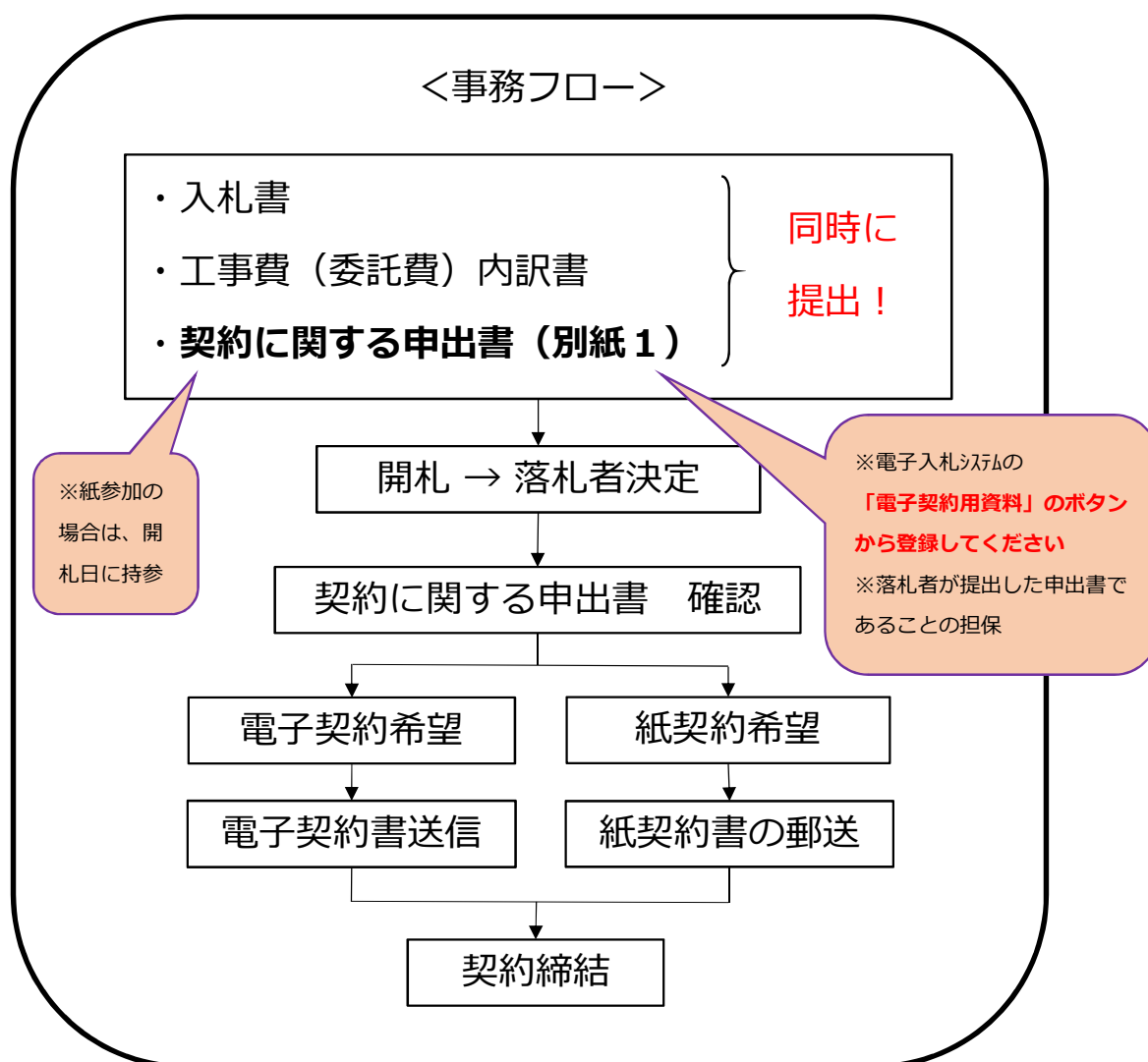
電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について（R6.1改正版）

（農政部農村振興局事業調整課）

北海道では、令和5年11月以降に入札公告及び指名通知等を行う案件から電子契約が可能となりました。

道の電子契約は、事業者の「希望制」としており、落札者の決定後、速やかに契約手続きを行うため、各（総合）振興局産業振興部調整課（農村振興課）が発注する全ての工事及び委託業務につきましては、次のとおり**入札書等と同時に「契約に関する申出書」**を提出していただくこととなりますので入札参加者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、電子入札システムの改修に伴い、令和5年11月からの取扱いを次のとおり変更しますのでお知らせします。



※「契約に関する申出書」の添付がない場合、または、「電子契約用資料」に「契約に関する申出書」の登録がなかった場合でも、入札書（又は見積書）は無効とはなりません。添付漏れ等のないようご注意ください。

※工事費（委託費）内訳書は従前どおり「内訳書BOX」に添付してください。

※変更契約時に、当初「電子契約」から「紙契約」への移行を希望される場合は、各（総合）振興局調整課（農村振興課）へお問い合わせください。